

かすみがうら市総合計画策定委員会規程

(設置)

第1条 かすみがうら市総合計画の策定について、必要な事項を調整・協議するため、かすみがうら市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(協議事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) かすみがうら市総合計画の基本構想、基本計画に関する事項
- (2) かすみがうら市総合計画に係る調査、連絡調整に関する事項
- (3) その他、かすみがうら市総合計画に関する必要な事項

(組織)

第3条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者で構成し、市長が任命する。

- (1) 市長公室長
- (2) 総務部長
- (3) 市民部長
- (4) 保健福祉部長
- (5) 環境経済部長
- (6) 土木部長
- (7) 上下水道部長
- (8) 消防長
- (9) 教育部長
- (10) 会計管理者
- (11) 議会事務局長
- (12) 農業委員会事務局長

2 委員長には市長公室長を、副委員長には総務部長をもって充てる。

3 委員長は、委員会の会務を総括し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けた時には、その職務を代理する。

(専門部会)

第4条 委員会に専門部会を置き、職員のうちから市長が任命する。

2 専門部会は、総合計画策定にあたって、各部門の専門事項について、各種データ・資料の収集、現状分析、及び素案の作成を行う。

3 専門部会に、部会長及び副部会長を置き、選任は部会員の互選とする。

4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、または欠けた時には、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員会にあっては委員長、専門部会にあっては部会長が必要に応じて随時開催するものとする。

2 委員長、部会長は、総合計画策定の調査、研究、調整又は協議をするうえで必要があると認めたときは、構成員以外の者を出席させることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、市長公室政策経営課において処理する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成17年8月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年2月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年12月15日から施行する。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。